

20福保健食第3138号

平成21年2月10日

社団法人日本玩具協会会長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長



食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例（平成12年東京都条例第40号。以下「施行条例」という。）の一部が、平成20年東京都条例第149号をもって改正され、平成20年12月25日の公布、平成21年4月1日より施行されることとなりました。

つきましては、下記の事項について留意の上、衛生管理の徹底に努められるようお願いいたします。

なお、当該条例は東京都内の事業者が対象となることを念のため申し添えます。

記

第一 改正の要旨

施行条例附則に食品衛生法第62条第1項で規定する「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」（以下「指定おもちゃ」という。）について準用する旨を追加した。

第二 留意事項

- 1 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）第4おもちゃで規定する規格基準の適合性を確認するために自主検査を実施するよう努めること。

- 2 1の自主検査の記録及び出荷先又は販売先等必要な事項に関する記録を、当該指定おもちゃの流通期間等を考慮した合理的な期間保存すること。
- 3 指定おもちゃに起因する食品衛生上の問題が発生した場合には、速やかに保健所等に情報を提供することともに、製品の回収等に関する連絡体制の整備等、具体的な報告手順等を定めること。

第三 添付資料

別添1 東京都公報（写）

別添2 食品衛生法施行条例新旧対照表

●東京都条例第四百十八号

老人総合研究所の助成等に関する条例を廃止する条例
老人総合研究所の助成等に関する条例（昭和五十六年東京都条例第三十六号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十二月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第四百十九号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年東京都条例第四十号）の一部を次のように改正する。附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 別表第一第二の部の款(四)の項及び同款(ハ)の項から(ト)の項までの規定は、法第六十二条第一項において準用する法第五十条第二項の規定に基づき、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて準用する。

別表第一第二の部の款(ト)の項の次に次のように加える。

ロ 製造し、輸入し、加工し、又は調理した食品等、器具及び容器包装（以下この項において「製造食品等」という。）について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製造食品等に起因する又はその疑いがある）と診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

ハ 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十二月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第五十号

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例

食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二の部の款(ロ)の項又(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 製造し、輸入し、又は加工した食品について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製造し、輸入し、又は加工した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

(イ) 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

別表第四第二の部の款(ト)の項の次に次のように加える。

ロ 供給した食品について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該供給した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

ハ 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十二月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第五十一号

食品衛生法施行条例（平成十二年東京都条例第四十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四条まで（略）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成十二年四月一日から施行する。</p>
<p>2 別表第一第二の部二の款(五)の項ワ及び同款(八)の項から(十)の項までの規定は、法第六十二条第一項において準用する法第五十条第二項の規定に基づき、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちやについて準用する。</p>	<p>別表第一（第二条関係） 公衆衛生上講すべき措置の基準</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 衛生措置</p> <p>一（略）</p> <p>二 共通事項（自動販売機によるものを除く。）</p> <p>(一)から(九)まで（略）</p> <p>(十) 情報提供</p>
<p>別表第一（第二条関係） 公衆衛生上講すべき措置の基準</p>	<p>別表第一（第二条関係） 公衆衛生上講すべき措置の基準</p>
<p>第一（現行のとおり）</p>	<p>第一（略）</p>
<p>第二 衛生措置</p>	<p>第二 衛生措置</p>
<p>一（現行のとおり）</p>	<p>一（略）</p>
<p>二 共通事項（自動販売機によるものを除く。）</p>	<p>二 共通事項（自動販売機によるものを除く。）</p>
<p>(一)から(九)まで（現行のとおり）</p>	<p>(一)から(九)まで（略）</p>
<p>(十) 情報提供</p>	<p>(十) 情報提供</p>

イ (現行のとおり)

ロ 製造し、輸入し、加工し、又は調理した食品等、器

具及び容器包装(以下この項において「製造食品等」

という。)について、消費者の健康被害(医師の診断を

受け、その症状が当該製造食品等に起因する又はその

疑いがあると診断されたものに限る。)の情報を受けた

ときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

ハ 販売食品等について、法の規定に違反していること

が判明したときは、速やかに知事等に情報を提供する

こと。

三及び四 (現行のとおり)

別表第二(現行のとおり)

イ (略)

三及び四 (略)

別表第二(略)